



金 沢 市 公 報

第 2 9 4 5 号

平成30年(2018年)8月13日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ		ページ
●告 示		○予防接種を行うことについて (健康政策課)	4
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課)	4
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2	○金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例の規定によるまちづくりに関する協定の締結について(2件) (都市計画課)	5
○児童福祉法の規定による事業者の指定について (障害福祉課)	3	●監査公表	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業の廃止について (")	3	○監査公表(第13号) (監査事務局)	11
○市道の区域の変更について (道路管理課)	3	●公営企業告示	
●公 告		○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課)	11
○金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業水産振興課)	4	○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (")	12

告 示

●金沢市告示第244号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

平成30年8月13日

金沢市長 山 野 之 義

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 金沢市営野町駅前自転車駐車場
 金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場
 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
 金沢市営観音堂バス停前自転車駐車場

- 金沢市営表参道自転車駐車場
- 金沢市営十間町自転車駐車場
- 金沢市営香林坊自転車駐車場
- 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場
- 金沢市営武蔵自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 金沢市営竪町自転車駐車場
- 金沢市営此花町自転車駐車場
- 金沢市営竪町第2暫定自転車駐車場
- 2 移動し、保管した自転車等の台数
 - 自転車 101台
 - 原動機付自転車 2台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 - 平成30年7月1日から同月31日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
 - 金沢市此花町3番2号
 - 公益財団法人金沢まちづくり財団
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
 - 日時 平成30年8月13日から同年11月12日まで
 - 午前10時から午後7時まで
 - 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 - 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第245号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成30年8月13日

金沢市長 山 野 之 義

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	6台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
西念4丁目地内	自 転 車	1台
大浦町地内	自 転 車	1台
南町地内	自 転 車	1台
栗崎町2丁目地内	自 転 車	1台
千日町地内	自 転 車	1台
無量寺町地内	自 転 車	1台
片町2丁目地内	原 動 機 付 自 転 車	2台
長町1丁目地内	自 転 車	37台
長町1丁目地内	原 動 機 付 自 転 車	1台
十一屋町地内	自 転 車	1台

田上本町地内	自 転 車	1 台
北安江2丁目地内	自 転 車	1 台
千木町地内	自 転 車	1 台
安江町地内	自 転 車	2 台
新神田2丁目地内	自 転 車	1 台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
平成30年7月1日から同月31日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間
平成30年8月13日から平成31年2月12日まで
- (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第246号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示します。

平成30年8月13日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	主たる対象者	指 定年月日
1750102798	キッズサポートあゆみ	金沢市諸江町中丁293番地3	株式会社しあわせカンパニー	金沢市畝田中1丁目120番地2	放課後等デイサービス	特定無し	平成30年8月1日

●金沢市告示第247号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により告示します。

平成30年8月13日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指 定年月日
1710103506	ヘルパーステーションブーケ	金沢市八日市出町133番地	合同会社ブーケ	金沢市西金沢3丁目665番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	特定無し	平成30年8月1日

●金沢市告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成30年8月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

平成30年8月13日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	尾張町2丁目線 2号	尾張町2丁目 86番 先から	旧	9.1～9.5	5.9
		尾張町2丁目 83番 先まで	新	15.0～15.5	5.9

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、金沢農業振興地域整備計画を平成30年8月13日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢農業振興地域整備計画書を金沢市農林水産局農業水産振興課において縦覧に供します。

平成30年8月13日

金沢市長 山 野 之 義

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

平成30年8月13日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
肺炎球菌感染症 (高齢者がかかるものに限る。)	(1) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の3に規定する者	平成30年8月17日から平成31年3月31日まで	別冊「金沢市B類疾病定期予防接種承諾医療機関一覧」（掲載省略）のとおり

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっている者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
- (6) 肺炎球菌感染症に係る予防接種法第5条第1項の規定による当該予防接種を受けたことのある者
- (7) (1)から(6)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の定期の予防接種の対象者であった者であって、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められる者については、特別な事情がなくなった日から起算して1年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成30年8月13日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
81	株式会社ダイキアクス	愛媛県松山市美沢1丁目9番1号	平成30年7月23日

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を締結したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成30年8月13日

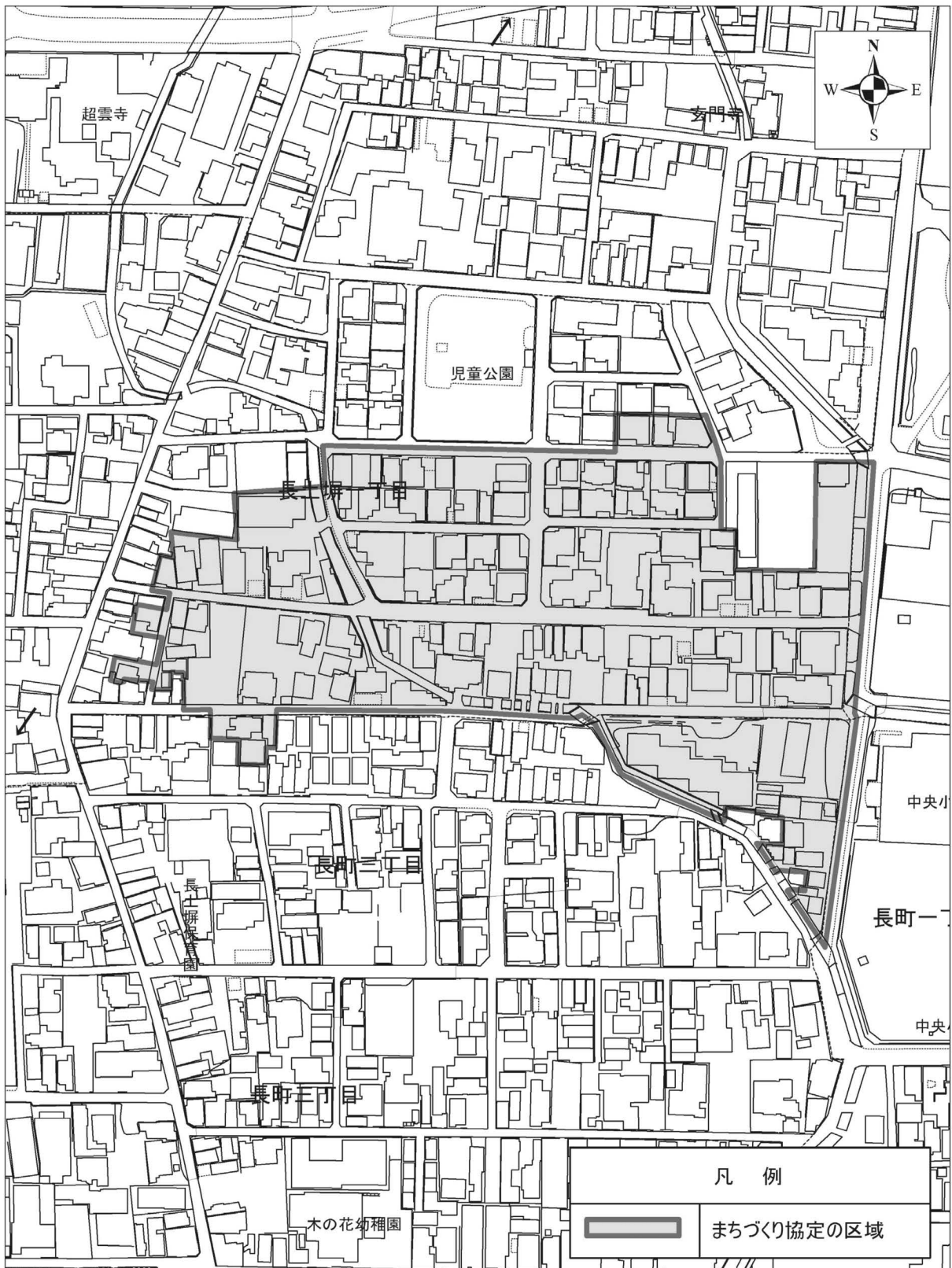
金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方
長土堀・交信会地区の住民等
- 2 協定締結した年月日
平成30年8月2日
- 3 協定番号
29
- 4 協定の名称
長土堀・交信会地区まちづくり協定
- 5 協定地区の区域
別図（まちづくり協定区域図）のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

まちづくり計画の名称	長土堀・交信会地区まちづくり計画
まちづくり計画の対象となる区域	金沢市長土堀1丁目及び長町3丁目の各一部
まちづくり計画の対象となる区域の面積	約3.4ha
まちづくりの目標	本地区は、藩政期には、加賀八家（加賀藩重臣）のひとつである長家の下屋敷として、長家に仕える家臣の居住地があった歴史ある地区である。現在も藩政期の通りが残り、大野庄用水の潤いと共に、文教地区として良好な住環境が形成されている。 今後も本地区の歴史性を重視し、周辺環境と調和した落ち着いたある住環境の維持を図ることで、地区住民が誇りを持って暮らせるまちづくりを目標とする。
まちづくりの方針	快適で良好な住環境を保全し、子供からお年寄りまで安心・安全に生活できるまちづくりを推進する。
建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。 (1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（事務所を含む） (2) 自動車教習所、畜舎、自動車修理工場又は葬儀場 (3) 工場 (4) 事務所の用途及び店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が150㎡を超えるもの (5) 自動車車庫で床面積の合計が150㎡（建築物に附属する自動車車庫にあつては、床面積の合計（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の床面積が200㎡以下の場合、当該床面積の合計）が200㎡）を超えるもの又は2階以上の部分をその用途に供するもの (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項第3号に掲げる運動施設 (7) 建築基準法別表第2（と）項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるもの (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第7項各号（無店舗型性風俗特殊営業）、第8項（映像送信型性風俗特殊営業）、第

その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	建築物等の用途の制限	10項（無店舗型電話異性紹介営業）及び第13項各号（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供する建築物 (9) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項（旅館・ホテル営業）及び第3項（簡易宿所営業）に掲げる営業の用に供するもの (10) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項（住宅宿泊事業）に掲げる事業の用に供するもの
	建築物等の形態又は意匠の制限	(広告物等) 1 広告物等を設置する場合（変更する場合も含む。）は、事前に長土塀交信会まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と協議しなければならない。 2 広告物等は、地域の景観に配慮した素材やデザインで都市景観上支障のないものとし、次に該当するものとする。ただし、協議会が認めるもの（第2号及び第3号に係るものを除く。）はこの限りでない。 (1) 屋根面及び屋上に設置しないもの (2) 点滅灯、回転灯及びネオン管を使用しないもの (3) 電光表示装置でないもの (4) のぼり、旗状の広告物でないもの (5) 屋内から外部に向けての広告物でないもの (6) 独立広告物の高さが3m以下のもの (7) 外壁から張り出して設置する場合は、外壁面から1m以内のもの (8) 広告物1面当たりの表示面積が2㎡以下のもの (9) 広告物全体の合計表示面積が5㎡以下のもの
	土地利用等の制限	(1) 新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更する者を含む。）は、事前に協議会と協議しなければならない。 (2) 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第1項第2号に掲げる路外駐車場のうち、料金を徴収するもの（コインパーキング等）を設置しない。 (3) 新たな駐車場（自家用又は施設専用のものを除く。）の設置を行わないよう努める。
	その他	(1) 土地又は建築物等を売却し、又は貸与しようとする者は、事前に協議会に連絡しなければならない。 (2) 夜間に管理人が常駐しない施設にあつては、夜間の連絡先を協議会へ通知する。 (3) 地域において実施される地域活動、地区保存活動等に積極的に参加及び協力をし、良好な近隣関係の醸成に努める。 (4) 地域の振興を図るため、協議会への加入等により相互協力するよう努める。 (5) 路上での飲食、喫煙並びにたばこ及びゴミのぽい捨てをしないように努める。 (6) 定期的な美化清掃に努める。 (7) 悪臭及び騒音等による生活環境の悪化防止に努める。また、苦情があったときは、誠意をもって対応する。 (8) 空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講じなければならない。 (9) 自動車の走行速度の低減を心がけるとともに、安全で快適に歩けるまちづくりの推進に努める。 (10) 植栽等を設ける場合は、適切に管理するよう努める。 (11) 駐車場の所有者及び管理者は、定期的に雑草の除去等の環境整備に努める。 (12) 冬期間の道路除雪は、事業者も含め相互に協力し、地域が主体となって取り組む。 (13) 地震等災害時には、相互協力のもと、お年寄り、子ども等災害弱者の避難所への誘導に努める。 (14) 新たに自動販売機を設置してはならない。

長土堀・交信会地区まちづくり協定区域図



金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を締結したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成30年8月13日

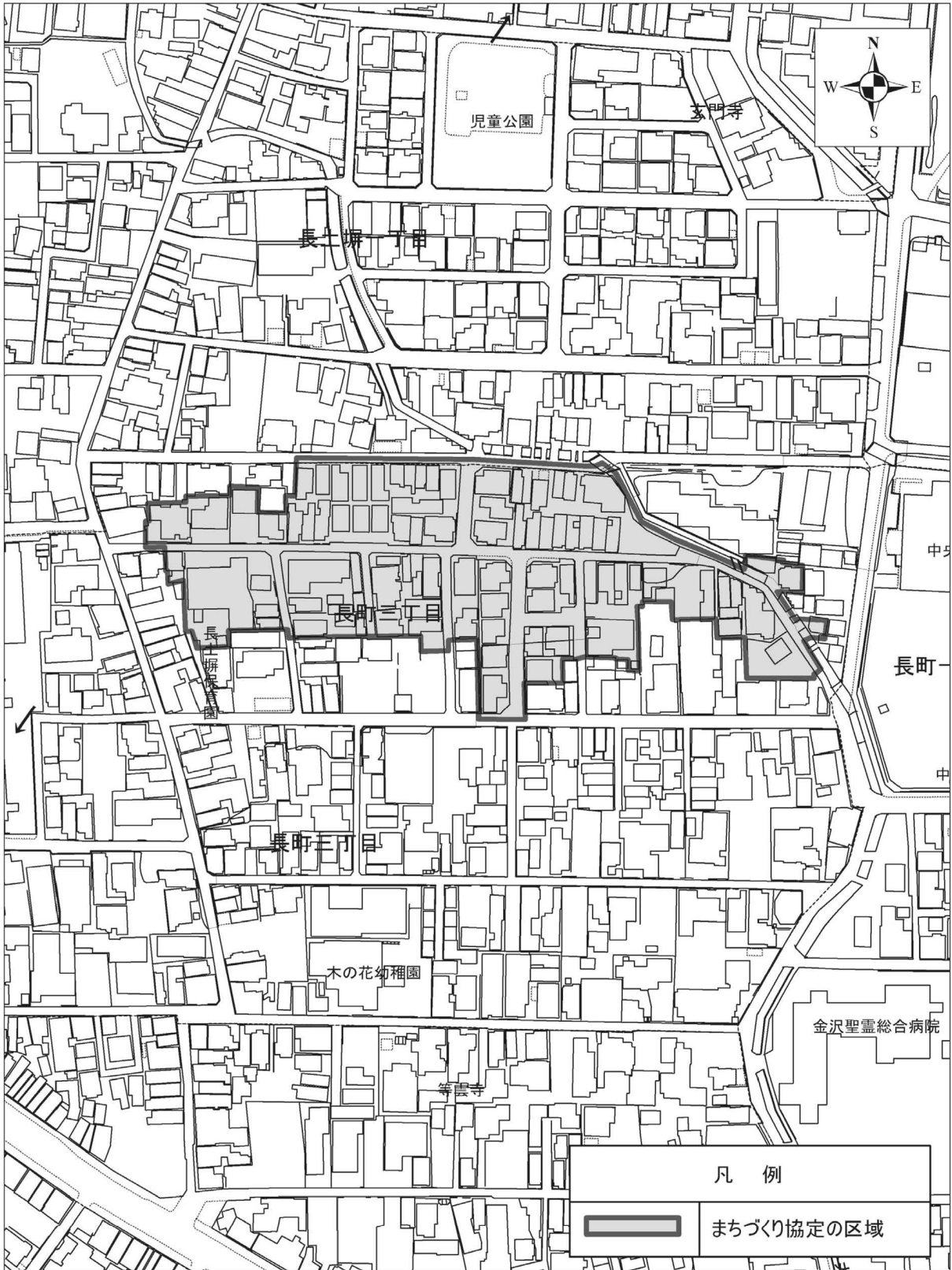
金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方
長土堀・長和会地区の住民等
- 2 協定締結した年月日
平成30年8月2日
- 3 協定番号
30
- 4 協定の名称
長土堀・長和会地区まちづくり協定
- 5 協定地区の区域
別図（まちづくり協定区域図）のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

まちづくり計画の名称	長土堀・長和会地区まちづくり計画
まちづくり計画の対象となる区域	金沢市長町3丁目の一部
まちづくり計画の対象となる区域の面積	約1.7ha
まちづくりの目標	<p>本地区は、藩政期には、加賀八家（加賀藩重臣）のひとつである村井家の下屋敷として、村井家に仕える家臣の居住地があった歴史ある地区である。現在も藩政期の通りが残り、大野庄用水の潤いと共に、文教地区として良好な住環境が形成されている。</p> <p>今後も本地区の歴史性を重視し、周辺環境と調和した落ち着いたある住環境の維持を図ることで、地区住民が誇りを持って暮らせるまちづくりを目標とする。</p>
まちづくりの方針	<p>快適で良好な住環境を保全し、子供からお年寄りまで安心・安全に生活できるまちづくりを推進する。</p>
建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。ただし、(8)については、平成30年8月2日（協定締結日）に建築物が存する敷地において、協定締結日以後に同一の用途の建築物を建築する場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（事務所を含む。） (2) 自動車教習所、畜舎、自動車修理工場又は葬儀場 (3) 事務所の用途及び店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が150㎡を超えるもの (4) 自動車車庫で床面積の合計が150㎡（建築物に附属する自動車車庫にあつては、床面積の合計（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の床面積が200㎡以下の場合は、当該床面積の合計）が200㎡）を超えるもの又は2階以上の部分をその用途に供するもの (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項第3号に掲げる運動施設 (6) 建築基準法別表第2（と）項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第7項各号（無店舗型性風俗特殊営業）、第8項（映像送信型性風俗特殊営業）、第10項（無店舗型電話異性紹介営業）及び第13項各号（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供するもの (8) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項（旅館・ホテル営業）及び第3項

その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項		(簡易宿所営業)に掲げる営業の用に供するもの (9) 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項(住宅宿泊事業)に掲げる事業の用に供するもの
	建築物等の形態 又は意匠の制限	(広告物等) 1 広告物等を設置する場合(変更する場合も含む。)は、事前に長和会まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と協議しなければならない。 2 広告物等は、地域の景観に配慮した素材やデザインで都市景観上支障のないものとし、次に該当するものとする。ただし、協議会が認めるもの(第2号及び第3号に係るものを除く。)はこの限りでない。 (1) 屋根面及び屋上に設置しないもの (2) 点滅灯、回転灯及びネオン管を使用しないもの (3) 電光表示装置でないもの (4) のぼり、旗状の広告物でないもの (5) 屋内から外部に向けての広告物でないもの (6) 独立広告物の高さが3m以下のもの (7) 外壁から張り出して設置する場合は、外壁面から1m以内のもの (8) 広告物1面当たりの表示面積が2㎡以下のもの (9) 広告物全体の合計表示面積が5㎡以下のもの
	土地利用等の制限	(1) 新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者(従前の用途を変更する者を含む。)は、事前に協議会と協議しなければならない。 (2) 駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第1項第2号に掲げる路外駐車場のうち、料金を徴収するもの(コインパーキング等)を設置しない。
そ の 他	(1) 土地又は建築物等を売却し、又は貸与しようとする者は、事前に協議会に連絡しなければならない。 (2) 夜間に管理人が常駐しない施設にあつては、夜間の連絡先を協議会へ通知する。 (3) 地域において実施される地域活動、地区保存活動等に積極的に参加及び協力をし、良好な近隣関係の醸成に努める。 (4) 地域の振興を図るため、協議会への加入等により相互協力するよう努める。 (5) 路上での飲食、喫煙並びにたばこ及びゴミのぽい捨てをしないように努める。 (6) 定期的な美化清掃に努める。 (7) 悪臭及び騒音等による生活環境の悪化防止に努める。また、苦情があったときは、誠意をもって対応する。 (8) 空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講じなければならない。 (9) 自動車の走行速度の低減を心がけるとともに、安全で快適に歩けるまちづくりの推進に努める。 (10) 植栽等を設ける場合は、適切に管理するよう努める。 (11) 駐車場の所有者及び管理者は、定期的に雑草の除去等の環境整備に努める。 (12) 冬期間の道路除雪は、事業者も含め相互に協力し、地域が主体となって取り組む。 (13) 地震等災害時には、相互協力のもと、お年寄り、子ども等災害弱者の避難所への誘導に努める。 (14) 新たに自動販売機を設置してはならない。	

長土堀・長和会地区まちづくり協定区域図



監 査 公 表

●金沢市監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年8月13日

金沢市監査委員 林 充 男
 金沢市監査委員 中 村 哲 郎
 金沢市監査委員 福 田 太 郎
 金沢市監査委員 安 達 前

1 財務事務監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 平成30年6月26日
- (2) 措置を講じた部局等 保健局医療保険課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成21年6月11日(平成21年監査公表第10号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
減免事務 国民健康保険料の減免について、条例では限定的に規定しているが、実務は要綱により現実的な運用を行っているので、条例と要綱の整合性を図り、市民に分かりやすいものとするのが望まれる。	国民健康保険料の減免については、要綱に基づく現実的な運用が行えるよう、平成29年度に条例を改正し、要綱との整合性を図った。 今後とも減免については適正な事務に努めていく。

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 平成30年6月26日
- (2) 措置を講じた部局等 保健局医療保険課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成24年3月21日(平成24年監査公表第3号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
減免事務 国民健康保険料の減免については、条例では限定的に規定しているが、実務は要綱により現実的な運用を行っているので、条例と要綱の整合性を図り、市民に分かりやすいものとするのが望まれる。	国民健康保険料の減免については、要綱に基づく現実的な運用が行えるよう、平成29年度に条例を改正し、要綱との整合性を図った。 今後とも減免については適正な事務に努めていく。

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第25号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、調整単位数金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年8月13日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 平成30年4月1日から同年6月30日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 54,420円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 57,780円

- (3) 1トン当たり平均原料価格 54,940円
- 2 原料価格変動額 34,500円
算式 $89,530円(1トン当たり基準平均原料価格) - 54,940円(1トン当たり平均原料価格) = 34,500円(100円未満切捨て)$
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 $基準単位料金の額 - 34,500円(原料価格変動額) \div 100円 \times 0.082円$
この結果、平成30年9月1日から同月30日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から28.29円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

●金沢市公営企業告示第26号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年8月13日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 1 平成30年4月1日から同年6月30日までの平均原料価格
1トン当たり 57,780円
- 2 原料価格変動額 28,500円
算式 $86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 57,780円(1トン当たり平均原料価格) = 28,500円(100円未満切捨て)$
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 $基準単位料金の額 - 28,500円(原料価格変動額) \div 100円 \times 0.204円$
この結果、平成30年9月1日から同月30日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から58.14円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

平成30年(2018年)8月13日	印刷	発行人	金 沢 市
平成30年(2018年)8月13日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄